

第 22・23 回建築物事故・災害対策部会の議事の概要

論点①：エスカレーターの側面からの転落防止対策は、建築行政上、どのように位置付けるべきか。

- 通常の使用状態という考え方について、ある程度整理が必要ではないか。
- 通常の使用状態の想定幅によって、対策も大きく変わってくる。民事的に言えば、工作物責任の問題を判断する際にも想定される使用法を超えているか否かが重要な基準になっている。いずれにしても総合的な判断になるため、法規制するのは難しいのでは。
- 過去の事事例に関して、すべて防ぐことを視野に入れて考えるのではなく、通常の大人がひよっとしたら行うかもしれないという辺りを視野に入れた上で、通常の使用状態の幅の想定が必要ではないか。
- バルコニーの 1.1メートル以上の手すり等の現行規定と、エスカレーター転落防止対策を比較すると、想定している通常の使用状態のバランスが悪く、整合性を欠く気がする。
- 業界基準があれば、転落防止対策については事業者自身に委ねるのが望ましいのではないか。
- 今回の事案は、事業者に対しては安全策を促し、一般消費者に対しては情報提供を行うことで、足りるのではないか。
- エレベーターと異なり、エスカレーターは目に見えるものであり、危険箇所も明確であること、また、ヒアリングの結果により、基準を定めていなくても既に事業者が積極的に実施していることから、転落防止に係る安全基準を法令やガイドラインとして基準を定めることはなじまない。
- 今回示された案は、特に規制に踏み出すだけの立法事実はないという答えになっているように読め、ガイドラインの策定まで求めている消費者安全調査委員会に対して十分な回答になっているのかどうか、もう少し考える必要がある。

論点②：エスカレーターの側面からの転落防止対策として、有効な措置はどのようなものか。

- 昇降方向を逆にするだけで、安全上のリスクが低減できるという考え方もある。建築設計上で配慮していく余地はあるため、建築設計者の考え方を踏まえ議論する必要があるのではないか。
- 想定し得ない事故を防ぐためには、利用者への注意喚起が重要。エレベーターの場合は、ある程度技術的な対策により安全性が確保できると思うが、エスカレーターの場合は、それ以上に、使う側の意識を高めることが、まず一番のポイントではないか。
- 異常な使い方をさせない工夫（アクセスさせない。危険なものには近づけない等）を検討することで、通常の使用状態へ導くことが可能ではないか。
- これだけ調査・収集した貴重な資料は、特に設計者にとって非常に役に立つものばかりだと思うので、うまく整理し、情報提供して頂きたい。
- 転落防止に係る安全対策については、通常の設計者や管理者等であれば、十分対応してもらえるはずだが、意識の低い設計者や管理者等への対策を考える必要がある。積極的に行うべき取り組みや、避けるべき事項等、複雑に考えなくても判断できるよう表現を工夫すべきである。
- 基本的には当該資料で十分で、文末の表現を整理すれば概ねまとまるのではないかと考えている。
- 所有者の意識改革も必要であり、所有者に対するアプローチが重要と考えている。実務者に対してもこういった情報を提供することにより、設計者からも所有者に対し、コストをかけてでも実施すべき安全対策である旨を説明できる材料となる。
- 普段は子どもが立ち入らない建物でも、一般公開等のイベントの際には、親が同伴とは言え、子どもが走り回ることになる。建物管理者側としてこのようなリスクもあることに気づかされるような資料とすべき。
- 事業者に対する働きかけだけでなく、利用者に対する働きかけをもう少し考える余地がある。